

木曾岬町請負工事等指名競争入札参加者指名要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木曾岬町が発注する請負工事等に係る指名競争入札(随意契約を含む。)の参加者を選定し、適正な施行の確保と公正な発注を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 指名競争入札の対象となる工事等は、設計金額が1,000万円以上の建設工事以外のものとする。

(参加者の資格)

第3条 請負工事等について指名競争入札に参加させることができる者は、木曾岬町契約事務規則(平成14年木曾岬町規則第10号)第35条に定める者とする。ただし、町長が特に認めた者はこの限りでない。

(業者の指名)

第4条 主務課長は、業者の指名については、別に定める木曾岬町請負工事等指名審査会(以下「審査会」という。)の意見を徴して行うものとする。ただし、設計金額が300万円未満の場合はこの限りでない。

(指名基準)

第5条 請負工事の契約について、指名競争入札の参加者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意し指名業者を選定する。この場合において指名の基準の具体化、明確化を図るため、別表第1に定める運用基準に基づくものとする。

- (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適正
- (2) 契約しようとする請負工事等の地理的要件
- (3) 業者の手持ち工事の状況
- (4) 請負工事等の施工に際しての業者の不正、不誠実な行為の有無
- (5) 業者の経営状況及び工事成績
- (6) その他安全管理、労働福祉の状況等審査会が必要と認める事項

2 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、前項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士、シビル・コンサルティング・マネージャー(RCCM)等)の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。

(指名業者数)

第6条 指名する業者数は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて増減することができる。

(1) 請負工事に係る指名業者の数は次のとおりとする。

- ア 設計金額が500万円以上1,000万円未満の工事等 5業者以上
- イ 設計金額が300万円以上500万円未満の工事等 4業者以上
- ウ 設計金額が300万円未満の工事等 3業者以上
- エ 災害復旧工事及び仮設工事等特に緊急を要する工事 4業者以上
- オ 道路舗装工事、橋梁工事等で特別の技術を要する工事 4業者以上

(2) 測量・調査・設計等の指名業者の数は次のとおりとする。

- ア 設計金額が500万円以上の業務委託 5業者以上
- イ 設計金額が500万円未満の業務委託 3業者以上
- ウ 特別な技術等を要する業務委託 3業者以上

(準用)

第7条 前各条の規定は、製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約についても準用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

工事請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
1 当該工事施工についての技術的適正	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>① 当該工事と同種工事について相当の施工実績がある。</p> <p>② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績がある。</p> <p>③ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績がある。</p> <p>④ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められる。</p>
2 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、木曾岬町における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
3 手持ち工事の状況	<p>当該地域における工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力及び有資格技術者の確保ができるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>① 木曾岬町請負工事等指名競争入札参加者指名停止基準に基づき、指名停止又は指名保留期間中である。</p> <p>② 町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延又は特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である。</p> <p>ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められる。</p>
5 経営状況及び工事成績	<p>以下の事項を考慮すること。</p> <p>① 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p> <p>② 当該工事の種類に応じた建設業法の許可を受けたもので、経営事項審査の総合評定値及び平均完成工事高及び工事成績等を総合的に勘案すること。</p>

<p>6 安全管理及び労働福祉の状況</p>	<p>以下の事項を十分留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 町発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署からの指導があり、これに関する改善を行わない状態が続いている場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しない。② 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。③ 町発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合はこれを十分尊重する。④ 賃金不払いに関して関係行政機関等から情報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しない。⑤ 町発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、併せて証紙による掛金納付がきちんとなされているかどうかを総合的に勘案する。⑥ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重する。
------------------------	--